



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の指定の取消し……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)…
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………
- …(同)…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- …(生活文化局都民生活部管理法人課)…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- …(同)…
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………
- …(下水道局)…

告示

●東京都告示第八百四十号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路	平成二十九年三月三十日	清瀬市野塩一丁目百二十二番三地先、百二十二番三、同番五、同番六、百二十三番一から同番四まで、百二十四番一から同番三まで、百三十八番三、同番六及び同番九の各一部	延長 八三・〇八 幅員 二・七三
-------------------	-------------	---------------------------------------------------------------------------------	---------------------------

●東京都告示第八百四十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年五月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小金井市貫井南町五丁目八十九番一、平成二十九年三月三十日
 同番一地先、同番六から同番十一まで、同番十二の一部、九十七番一、同番一地先、同番三、同番十二から

同番二十二まで、百九番四、百十五番一、同番四、同番六、同番七、百十六番一、同番八、同番十一、同番十三及び同番十四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年五月九日

東京都知事 小池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ナノフォトニクス工学推進機構

三 代表者の氏名

大津 元一

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区関口一丁目二十番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、近年の急速な科学の進展に鑑み、広く一般市民を対象として、ナノフォトニクスなどの最先端技術創出とその成果を速やかに産業技術として普及・育成するために、将来の企業・大学内リーダを育成し、社会教育の推進、学術の振興、職業能力の開発、環境の保全を図りつつ、経済活動の活性化に関する事業を行い、豊かな情報化社会の発展、科学技術の振興に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人花音

三 代表者の氏名

矢口 未紗

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区北品川一丁目九番七号 トップルーム品川一〇一五号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して音楽や花を通じた豊かな生活づくりを提供する事業を行い、生きがいや自己実現の付与及び認知症予防に貢献し、地域の活性化及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請が

あったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十九年五月九日
東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人Mananeコハウス

三 代表者の氏名

青島 明日香

四 主たる事務所の所在地

東京都羽村市羽中二丁目十九番二号

五 定款に記載された目的

この法人は野良猫や飼育放棄された猫の保護、養育、治療活動及び里親を探す活動を行い、猫の殺処分ゼロの社会を目指すことを目的とする。また、野良猫を保護し、不妊去勢手術を実施し、元の場所に戻す活動などを推進し、命に優しい環境社会作りに寄与することにより、野良猫たちと人とが共存共栄できるための地域猫活動を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人LunchTrip

三 代表者の氏名

畠田 那穂、松澤 亜美

四 主たる事務所の所在地
東京都渋谷区東一丁目三番一号 カミニートNo.二
五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、異文化理解をすすめるための「食、旅」を絡めたプログラムや文化を学ぶプログラムを通して、異文化理解の重要性を啓蒙し、より異文化理解をすることによって、相手のことを理解して、広くは国際平和に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人里山保育やまっこかわっこ

三 代表者の氏名

清水 まみ

四 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市中原三丁目一番五十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く子どもを対象として、檜原村及び周辺地域(日の出町、あきる野市など)の豊かな自然環境の中で、野山を駆け回り、小川で遊び、虫たちと触れ合い、木や草花に親しみ、田畑を耕し、収穫したものを調理して食べ、友達やスタッフ、地域の方々(お年寄りや農業・林業・アート活動に従事する方々など)と触れ合いながら生活することを通して、心身の健全な育成を目指す。
送迎が困難な保護者のために、駅前までの送迎サービス

スを提供し、広く周辺地域の待機児問題解消に努め、保
育需要を満たしていく。(以上原文のまま掲載)

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十九年五月九日

東京都下水道局長 石原清次

一 指定した事業者

指定番号 商号又は
名称 代表者 事業所所在地

五三九三 株式会社 中嶋 栄一 江東区南砂二丁目十
四番十一号

工業所東
京営業所

五三九四 M設備 森岡 博信 江東区大島八丁目十
九番四号 三階

五三九五 株式会社 石塚 秀樹 北区田端新町三丁目
十八番七号 ニュー
ファミリー田端八〇
一号

豊住機材
サービス

五三九六 山本設備 山本 芳則 江戸川区北篠崎二丁
目二十七番八号

五三九七 都市総合 上田 博朗 江東区門前仲町二丁
目十一番九号 四階

エンジン
アリング
株式会社

五三九八 株式会社 永山 大祐 町田市相原町四百番
地三

五三九九 青地設備 青地 剛 江東区南砂二丁目十
九番二号

五四〇〇 英設備工 白井 英勝 江戸川区篠崎町五丁
目十一番十五号

五四〇一 株式会社 市川 裕 八王子市新町八番四
号

五四〇二 株式会社 坂本 潤 町田市南町田二丁目
一番四十三号

五四〇三 株式会社 島崎 修一 東久留米市下里三丁
目五番一号

五四〇四 テイクユ 竹内 敏秀 八王子市千人町二丁
目三番十五号

五四〇五 谷津建設 谷津 弘 町田市木曾西一丁目
一番十八号 佐藤ビ
ル二〇一号室

五四〇六 東京ガス 八方 淑夫 杉並区今川三丁目二
十八番十七号

五四〇七 正和工業 横田 生樹 墨田区向島一丁目七
番八号

五四〇八 早川建設 早川 敦司 台東区日本堤一丁目
十番八号

五四〇九 東京ガス 保谷 貴久 世田谷区上祖師谷四
丁目二十三番一号

ライフバ
ル西世田
谷株式会
社

二 指定年月日

平成二十九年四月六日

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001